

令和4年10月4日

青森県教育委員会第885回定例会

期 日 令和4年10月4日（火）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1
- 報告第2号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る裁決について ……………（非公開の会議）
- 報告第3号 行政文書不開示決定に対する審査請求に係る裁決について ……………（非公開の会議）

### 3 議 案

- 議案第1号 青森県社会教育委員の人事について …………… 2
- 議案第2号 青森県生涯学習審議会委員の人事について …………… 3
- 議案第3号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案について …………… 4
- 議案第4号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則案について …………… 1 6

### 4 その他

- 職員の懲戒処分の状況について …………… 4 5

### 5 閉 会

# 報告第 1 号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

### 記

- 1 令和 4 年度青森県一般会計補正予算（第 2 号）案（教育委員会所管分）
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 6 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案

# 議案第 1 号

## 青森県社会教育委員の人事について

青森県社会教育委員の人事を次のとおり行う。

小笠原	一	恵
吉川	康	久
中村	伸	二
岩本	美	和
小笠原	秀	樹
工藤	貴	子
松浦		淳
越村	康	英

青森県社会教育委員を委嘱する

任期は令和4年10月19日から令和6年10月18日までとする

令和4年10月19日

青森県教育委員会

## 議案第2号

### 青森県生涯学習審議会委員の人事について

青森県生涯学習審議会委員の人事を次のとおり行う。

三 上	菜穂子
小笠原	一 恵
吉 川	康 久
阿 彦	正 弘
米 田	大 吉
小 寺	将 太
中 村	伸 二
田名部	由 香
岩 本	美 和
小笠原	秀 樹
工 藤	貴 子
大 木	えりか
松 浦	淳
越 村	康 英
山 崎	結 子

青森県生涯学習審議会委員を委嘱する

任期は令和4年10月19日から令和6年10月18日までとする

令和4年10月19日

青森県教育委員会

# 議案第3号

## 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する 規則案について

### 1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、学校職員の育児休業の承認の請求に関する規定等について所要の整備を行うため提案するものである。

### 2 概要

#### (1) 育児休業の承認及び期間の延長の請求期限の見直し

原則1月前としている育児休業の承認の請求期限及び期間の延長の請求期限について、子の出生の日から57日以内に育児休業をしようとする場合及び期間を延長しようとする場合は、請求期限を2週間前に見直すことに伴う所要の整備を行う。

#### (2) 様式の改正

職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う「育児休業等計画書」の廃止及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正による育児休業の取得回数の見直しに伴い、請求に係る様式について所要の整備を行う。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

## 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

### 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県立学校の職員」の下に「（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。以下同じ。）を除く。）」を、「規定する職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加える。

第二条第一項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第二条の三第三号に掲げる場合又は同条例第二条の四に規定する場合」を「第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）」に、「条例第三条第八号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする」を「第四号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- 二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳に達する日（当該請求をする再任用短時間勤務職員等が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同

号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

三 条例第二条の四に規定する場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳六か月に達する日以前の日である場合

四 条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を請求する場合

第二条第二項を削り、同条第三項中「及び育児休業等計画書」を削り、同項を同条第二項とする。

第三条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第三条 法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、当該育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）にあつては二週間、第四号に掲げる場合にあつては当該日）前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間の延長を請求する場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業の期間の延長を請求する場合

三 条例第二条の四に規定する場合に該当してしている育児休業の期間の延長を請求する場合

四 条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合



2 前条第二項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第四条第二項中「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第五条第一項中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書（第四号様式）」に改め、同条第三項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第一号様式中

<input type="checkbox"/> 育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
(非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入)	

を

<input type="checkbox"/> (1) 育児休業の承認 ((2)の承認を除く。)
<input type="checkbox"/> (2) 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)
<input type="checkbox"/> (3) 育児休業の期間の最初の延長
<input type="checkbox"/> (4) 育児休業の期間の再度の延長
((2)の承認若しくは(4)の延長が必要な事情又は(1)の承認のうち再任用短時間勤務職員等の1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)

に、

--

4 既に育児 休業をした 期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

を

4 既に育児 休業をした 期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

に改

め、同様式の注の1中「非常勤職員又は再任用短時間勤務職員（以下「非常勤職員等」という。）」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、「再度の」を削り、同注の3中「非常勤職員等」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、「再度のを削り」、同注の4中「非常勤職員等」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同注の5中「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削る。

第二号様式を削り、第三号様式を第二号様式とし、第四号様式を第三号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

育児短時間勤務計画書

青森県教育委員会 殿	年 月 日
所属名 職氏名	
再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。	
1 請求に係る子	
氏 名	生年月日
年 月 日生	
2 請求者の計画	
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備考	

- (注) 1 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。  
 2 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。  
 3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の育児休業等に関する規則 新旧対照表（本則）

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、青森県教育委員会の所管に属する<u>県立学校の職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。以下同じ。）を除く。）</u>（以下「<u>県立学校職員</u>」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（<u>非常勤職員を除く。</u>）（以下「<u>市町村立学校職員</u>」という。）の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「<u>法</u>」という。）第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（第一号様式）により、<u>育児休業を始めようとする日の一月（<u>第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）</u>）</u>にあつては二週間、<u>第四号に掲げる場合にあつては当該日</u>）前までに行うものとする。</p> <p>一 <u>当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「<u>条例</u>」という。）第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u></p> <p>二 <u>条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳に達する日（当該請求をする再任用短時間勤務職員等が同条第二</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、青森県教育委員会の所管に属する<u>県立学校の職員（以下「<u>県立学校職員</u>」</u>という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「<u>市町村立学校職員</u>」という。）の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「<u>法</u>」という。）第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（第一号様式）により、<u>育児休業を始めようとする日の一月（<u>職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「<u>条例</u>」</u>という。）</u>）第二条の三第三号に掲げる場合又は同条例第二条の四に規定する場合にあつては二週間、<u>条例第三条第八号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合にあつては当該日</u>）前までに行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

三 条例第二条の四に規定する場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳六か月に達する日以前の日である場合

四 条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を請求する場合

(削除)

2 育児休業承認請求書は、校長（市町村立学校職員にあっては、校長及び市町村の教育委員会）を経て、青森県教育委員会に提出するものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第三条 法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、当該育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）にあっては二週間、第四号に掲げる場合にあっては当該日）前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間の延長を請求する場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業の期間の延長を請

(新設)

(新設)

2 前項の請求の際条例第三条第五号の規定による申出をする場合には、育児休業等計画書（第二号様式）を育児休業承認請求書に添えるものとする。

3 育児休業承認請求書及び育児休業等計画書は、校長（市町村立学校職員にあっては、校長及び市町村の教育委員会）を経て、青森県教育委員会に提出するものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第三条 前条の規定は、法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(新設)

(新設)

求する場合

三 条例第二条の四に規定する場合に該当してしている育児休業の期間の延長を請求する場合

(新設)

四 条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合

(新設)

2 前条第二項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(新設)

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第四条 (略)

一～三 (略)

2 前項の届出は、養育状況変更届(第二号様式)により行うものとする。

3 (略)

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第四条 (略)

一～三 (略)

2 前項の届出は、養育状況変更届(第三号様式)により行うものとする。

3 (略)

(育児短時間勤務の承認の請求手続)

第五条 法第十条第二項の規定による育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求書(第三号様式)により、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 前項の請求の際条例第十一条第六号の規定による申出をする場合には、育児短時間勤務計画書(第四号様式)を育児短時間勤務承認請求書に添えるものとする。

3 第二条第二項の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、「育児休業承認請求書」とあるのは「育児短時間勤務承認請求書」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務の承認の請求手続)

第五条 法第十条第二項の規定による育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求書(第四号様式)により、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 前項の請求の際条例第十一条第六号の規定による申出をする場合には、育児休業等計画書を育児短時間勤務承認請求書に添えるものとする。

3 第二条第三項の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、「育児休業承認請求書」とあるのは「育児短時間勤務承認請求書」と読み替えるものとする。

学校職員の育児休業等に関する規則 新旧対照表（様式）

下線部分は改正部分

改正後	改正前																				
<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>育児休業承認請求書</p> <p>青森県教育委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>所属名 職氏名</p> <p>下記のとおり育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を請求します。</p>	<p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>育児休業承認請求書</p> <p>青森県教育委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>所属名 職氏名</p> <p>下記のとおり育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を請求します。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">1 請求に係る子</td> <td style="width: 15%;">氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>続 柄 等</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月</td> <td>日 生</td> </tr> </table>	1 請求に係る子	氏 名			続 柄 等			生 年 月 日	年 月	日 生	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">1 請求に係る子</td> <td style="width: 15%;">氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>続 柄 等</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月</td> <td>日 生</td> </tr> </table>	1 請求に係る子	氏 名			続 柄 等			生 年 月 日	年 月	日 生
1 請求に係る子		氏 名																			
		続 柄 等																			
	生 年 月 日	年 月	日 生																		
1 請求に係る子	氏 名																				
	続 柄 等																				
	生 年 月 日	年 月	日 生																		
<p>2 請求の内容</p> <p><input type="checkbox"/>①育児休業の承認（②の承認を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/>②同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員法の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）</p> <p><input type="checkbox"/>③育児休業の期間の最初の延長</p> <p><input type="checkbox"/>④育児休業の期間の再度の延長</p> <p>（②の承認若しくは④の延長が必要な事情又は①の承認のうち再任用短時間勤務職員等の1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）</p>	<p>2 請求の内容</p> <p><input type="checkbox"/>育児休業の承認 <input type="checkbox"/>育児休業の期間の延長</p> <p>（非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入）</p> <p><input type="checkbox"/>再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/>再度の育児休業の期間の延長</p> <p>（再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入）</p>																				
<p>3 請求期間</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>	<p>3 請求期間</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>																				
<p>4 既に育児休業をした期間</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>	<p>4 既に育児休業をした期間</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p>																				
<p>5 配偶者</p> <p>氏 名</p> <p>育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>	<p>5 配偶者</p> <p>氏 名</p> <p>育児休業の期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>																				
<p>6 備考</p>	<p>6 備考</p>																				
<p>(注) 1 この請求書には、請求（再任用短時間勤務職員等の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。</p> <p>2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。</p> <p>3 再任用短時間勤務職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。</p> <p>4 配偶者欄には、再任用短時間勤務職員等が1歳2か月までの子の育児休業、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。</p> <p>5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。</p> <p>6 該当する□には、レ印を記入すること。</p> <p>7 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。</p>	<p>(注) 1 この請求書には、請求（非常勤職員又は再任用短時間勤務職員（以下「非常勤職員等」という。）の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。</p> <p>2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。</p> <p>3 非常勤職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。</p> <p>4 配偶者欄には、非常勤職員等が1歳2か月までの子の育児休業、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。</p> <p>5 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。</p> <p>6 該当する□には、レ印を記入すること。</p> <p>7 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。</p>																				
<p>(削除)</p>	<p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>育児休業等計画書</p> <p>青森県教育委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>所属名 職氏名</p> <p>再度の育児休業（育児短時間勤務）の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 請求の別</td> <td><input type="checkbox"/>育児休業 <input type="checkbox"/>育児短時間勤務</td> </tr> <tr> <td>2 請求に係る子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>生年月日 年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>3 請求者の計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>再度の請求予定期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>4 備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。</p> <p>2 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。</p> <p>3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。</p> <p>4 該当する□にはレ印を記入すること。</p> <p>5 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。</p>	1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	2 請求に係る子		氏 名	生年月日 年 月 日 生	3 請求者の計画		請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	4 備考							
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務																				
2 請求に係る子																					
氏 名	生年月日 年 月 日 生																				
3 請求者の計画																					
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで																				
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで																				
4 備考																					
<p>第2号様式（第4条関係）</p>	<p>第3号様式（第4条関係）</p>																				

養育状況変更届

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所属名  
職氏名

育児休業  
次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。  
部分休業

1 届出の事由

育児休業等に係る子を養育しなくなった  
 同居しなくなった  負傷・疾病  託児できるようになった  
 その他 ( )  
 育児休業等に係る子が死亡した  
 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した  
 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された  
 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した  
 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した  
 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された  
 その他 ( )

2 届出の事由が発生した日  
年 月 日

(注) 1 該当する□にはレ印を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式 (第5条関係)

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所属名  
職氏名

下記のとおり育児短時間勤務の承認(育児短時間勤務の期間の延長)を請求します。

1 請求に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号	
	勤務の日及び時間帯	月 ( : ~ : ) 火 ( : ~ : ) 水 ( : ~ : ) 木 ( : ~ : ) 金 ( : ~ : )
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

(注) 1 この請求書には、請求(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。  
2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。  
3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。  
4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。  
5 該当する□にはレ印を記入すること。  
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

養育状況変更届

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所属名  
職氏名

育児休業  
次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。  
部分休業

1 届出の事由

育児休業等に係る子を養育しなくなった  
 同居しなくなった  負傷・疾病  託児できるようになった  
 その他 ( )  
 育児休業等に係る子が死亡した  
 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した  
 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された  
 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した  
 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した  
 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された  
 その他 ( )

2 届出の事由が発生した日  
年 月 日

(注) 1 該当する□にはレ印を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式 (第5条関係)

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所属名  
職氏名

下記のとおり育児短時間勤務の承認(育児短時間勤務の期間の延長)を請求します。

1 請求に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号	
	勤務の日及び時間帯	月 ( : ~ : ) 火 ( : ~ : ) 水 ( : ~ : ) 木 ( : ~ : ) 金 ( : ~ : )
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

(注) 1 この請求書には、請求(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。  
2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。  
3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。  
4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。  
5 該当する□にはレ印を記入すること。  
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



第4号様式（第5条関係）

育児短時間勤務計画書

（新設）

年 月 日			
青森県教育委員会 殿			
所屬名 職氏名			
再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備考			

- (注) 1 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。  
2 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。  
3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。  
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

## 議案第4号

### 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則案について

#### 1 提案理由

教員免許更新制が廃止されたことにより、同制度に係る事務を廃止することに伴う所要の整理を行うため提案するものである。

#### 2 概要

第208回国会において、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立、令和4年5月18日に公布された。そのうち、教員免許更新制に係る規定については、同年7月1日から施行され、教員免許更新制が廃止された。

そのため、同制度に係る事務の廃止に伴い、以下の規則について所要の整理を行うものである。

- (1) 青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正
- (2) 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の廃止

#### 3 規則案及び新旧対照表

別紙のとおり

#### 4 施行期日

公布の日から施行する。

## 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

### 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

「第五章 有効期間の更新等の申請(第二十一条～第二十五条)  
目次中 第六章 雑則(第二十六条～第三十条) を「第

第五章 雑則(第二十一条～第二十五条)」に改める。

第一条中「授与、有効期間の更新等」を「授与等」に改める。

第二条の表中

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)	平成十九年改正法	
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免許法施行規則	を
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)	平成二十年改正免許法施行規則	

教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免許法施行規則	に
------------------------------	---------	---

改める。

第三条第一項中「第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第十六条第一項」に改め、同項第四号中「第二若しくは第二の二又は同法第五条第二項」を「第二又は第二の二」に改め、同項第五号中「第十六条の二第一項又は第二項」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第五条中「又は第六条第四項」を削り、「第十一号」を「第十号」に改め、第十一号を削る。

第六条中「から第六号まで」を「及び第五号」に改め、第六号を削る。

第七条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第四号中「第二十三号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第五号中「第二十四号様式」を「第十六号様式」に改め、同条第六号中「第二十五号様式」を「第十七号様式」に改める。

第八条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第十条第一項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、第四号を削り、同条第二項中「第十号」を「第九号」に改め、第十号を削る。

第十九条及び第二十条中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第五章を削る。

第二十六条第一項中「第十七号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十八号様式」を「第十一号様式」に改め、第六章中同条を第二十一条とする。

第二十七条を削る。

第二十八条中「第二十号様式」を「第十二号様式」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十九条第一項中「第十四項」を「第十八項」に、「第二十一号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第二項中「第二十二号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十条中「第六十五条の十一」を「第六十五条の九」に、「第二十六号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十一条を第二十五条とする。

第六章を第五章とする。

第十号様式から第十六号様式までを削る。

第十七号様式中「(第26条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を第十号様式とする。

第十八号様式中「(第26条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第十九号様式を削る。

第二十号様式中「(第28条関係)」を「(第22条関係)」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第二十一号様式中「(第29条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第二十二号様式中「(第29条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を第十四号様式とし、第二十三号様式から第二十五号様式までを八様式ずつ繰り上げる。

第二十六号様式中「(第30条関係)」を「(第24条関係)」に改め、同様式を第十八号様式とする。

(青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の廃止)

第二条 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則（平成二十一年三月青森県教育委員会規則第四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

>

改正後

現

行

目次

第一章～第四章 (略)

(削除)

第五章 雑則(第二十一条～第二十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う教育職員の免許状(以下「免許状」という。)の授与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 (関係法令の略称)

(略)

法令の名称	略称
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)	免許法
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)	改正法
教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百四十八号)	施行法
(削除)	
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免許法施行規則

目次

第一章～第四章 (略)

第五章 有効期間の更新等の申請(第二十一条～第二十五条)

第六章 雑則(第二十六条～第三十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う教育職員の免許状(以下「免許状」という。)の授与、有効期間の更新等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 (関係法令の略称)

(略)

法令の名称	略称
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)	免許法
教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)	改正法
教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百四十八号)	施行法
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)	平成十九年改正法
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免許法施行規則

(削除)	
教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）	施行法施行規則

第二章 免許状授与等の申請

(普通免許状授与の申請)

第三条 免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第五条第一項、第十六条第一項又は免許法附則第八項若しくは第十一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一〜三 (略)
- 四 免許法別表第一、第二又は第二の二による場合は、基礎資格の証明書又は学力に関する証明書
- 五 免許法第十六条第一項の規定による場合は、教員資格認定試験の合格証明書
- 六〜八 (略)

2 (略)

(削除)

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）	平成二十年改正 免許法施行規則
教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）	施行法施行規則

第二章 免許状授与等の申請

(普通免許状授与の申請)

第三条 免許法別表第一、第二若しくは第二の二、同法第五条第一項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は免許法附則第八項若しくは第十一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書（第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一〜三 (略)
- 四 免許法別表第一、第二若しくは第二の二又は同法第五条第二項による場合は、基礎資格の証明書又は学力に関する証明書
- 五 免許法第十六条の二第一項又は第二項の規定による場合は、教員資格認定試験の合格証明書
- 六〜八 (略)

2 (略)

3 第一項に掲げる書類のほか、免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項又は免許法附則第八項のただし書若しくは第十一項のただし書の規定による場合は、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添えなければならない。

(検定による普通免許状授与の申請)

第五条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三から第八まで又は免許法附則第五項、第九項若しくは第十七項の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第十号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

一〜十 (略)

(削除)

第六条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、施行法第二条の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号及び第五号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一〜五 (略)

(削除)

(特別免許状授与の申請)

第七条 免許法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 教育職員に任命又は雇用しようとする者の推薦書(第十五号様式)

五 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていることを証明する推薦書(第十六号様式)

六 申請理由書(第十七号様式)

(検定による普通免許状授与の申請)

第五条 免許法第五条第一項又は第六条第四項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三から第八まで又は免許法附則第五項、第九項若しくは第十七項の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第十一号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

一〜十 (略)

十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第六条 免許法第五条第一項に規定する教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者で、施行法第二条の規定によるものは、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。

一〜五 (略)

六 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(特別免許状授与の申請)

第七条 免許法第五条第三項の規定により特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 教育職員に任命又は雇用しようとする者の推薦書(第二十三号様式)

五 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていることを証明する推薦書(第二十四号様式)

六 申請理由書(第二十五号様式)



(検定による臨時免許状授与の申請)

第八条 免許法第五条第五項又は施行法第二条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号から第七号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。  
一〜七 (略)

2 (略)

(特別支援学校自立教科の免許状授与の申請)

第十条 免許法施行規則第六十四条第一項の表の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。  
一〜三 (略)

(削除)

2 免許法施行規則第六十四条第一項又は第六十五条に規定する教育職員検定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第九号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。  
一〜九 (略)

(削除)

(人物の検定)

第十九条 免許法第六条第一項及び第三項に規定する人物の検定は、受検者の性格、指導力、研究心、信頼性、協調性等について行う。

(検定による臨時免許状授与の申請)

第八条 免許法第五条第六項又は施行法第二条の規定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、第四号から第七号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。  
一〜七 (略)

2 (略)

(特別支援学校自立教科の免許状授与の申請)

第十条 免許法施行規則第六十四条第一項の表の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第二号から第四号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。  
一〜三 (略)

(略)

四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

2 免許法施行規則第六十四条第一項又は第六十五条に規定する教育職員検定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与申請書に、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号から第十号までに掲げる書類は、必要ある者に限る。  
一〜九 (略)

十 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(人物の検定)

第十九条 免許法第六条第一項、第三項及び第四項に規定する人物の検定は、受検者の性格、指導力、研究心、信頼性、協調性等について行う。

(身体の検定)  
 第二十条 免許法第六条第一項及び第三項に規定する身体の検定は、受  
 検者の身長、体重、視力、聴力、疾病等について行う。

(削除)

(身体の検定)  
 第二十条 免許法第六条第一項、第三項及び第四項に規定する身体の検  
 定は、受検者の身長、体重、視力、聴力、疾病等について行う。

第五章 有効期間の更新等の申請

(削除)

(有効期間の更新の申請)  
 第二十一条 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状の有効期間  
 の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書(第十号様式)に次  
 の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。  
 ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有  
 効期間延長証明書
- 二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- 三 戸籍抄本

2 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状更新講習の受講をし  
 ないで免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、免許状更新講  
 習受講免除による有効期間更新申請書(第十一号様式)に前項第一号及  
 び第三号に掲げる書類のほか、青森県教育職員免許状更新講習の受講  
 に関する規則(平成二十一年青森県教育委員会規則第四号。以下「更  
 新講習受講規則」という。)第五条に定める表彰等を受けた者にあつ  
 ては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければな  
 らない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(削除)

(有効期間の延長の申請)  
 第二十二條 免許法第九条の二第五項の規定により、免許状の有効期間  
 の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書(第十二号様式)に  
 次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければなら  
 ない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有  
 効期間延長証明書
- 二 免許状の有効期間満了日までに免許状更新講習の課程を修了する  
 ことが困難な事由があることを証する書類
- 三 戸籍抄本

(削除)

(更新講習修了確認の申請)  
第二十三条 平成十九年改正法附則第二条第二項の規定により、更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書(第十三号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書
- 二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書
- 三 戸籍抄本

2 平成十九年改正法附則第二条第三号の規定により、免許状更新講習の課程を修了した後二年二月の期間内にあることについての確認を受けようとする者は、修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書(第十四号様式)に前項第一号から第三号までに掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(削除)

(修了確認期限の延期の申請)

第二十四条 平成十九年改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書(第十五号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

- 一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書
- 二 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類
- 三 戸籍抄本

(削除)

第五章 雑則

(免許状の授与又は交付の証明)  
第二十一条 免許状の授与又は交付の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与又は交付証明申請書(第十号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与又は交付証明書は第十一号様式による。

(削除)

(特別免許状及び臨時免許状の様式)  
第二十二条 特別免許状及び臨時免許状は、第十二号様式による。

(免許教科以外の教科の教授担任許可)  
第二十三条 免許法施行規則附則第十八項の規定により教育委員会に提出する申請書は、第十三号様式による。

2 免許法附則第二項の規定に基づく免許教科以外の教科の教授担任許可は、教科外の教授担任許可書(第十四号様式)により行う。

(更新講習受講免除の認定の申請)

第二十五条 平成十九年改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習受講免除の認定を受けようとする者は、免許状更新講習免除認定申請書(第十六号様式)に第二十三条第一項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、更新講習受講規則第五条に定める表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

第六章 雑則

(免許状の授与又は交付の証明)  
第二十六条 免許状の授与又は交付の証明を受けようとする者は、教育職員免許状授与又は交付証明申請書(第十七号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育職員免許状授与又は交付証明書は第十八号様式による。

(有効期間更新証明書等の再発行の申請)

第二十七条 施行規則第六十一条の十又は平成二十年改正免許法施行規則附則第十五条の証明書の再発行を受けようとする者は、有効期間更新証明書等再発行申請書(第十九号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(特別免許状及び臨時免許状の様式)  
第二十八条 特別免許状及び臨時免許状は、第二十号様式による。

(免許教科以外の教科の教授担任許可)  
第二十九条 免許法施行規則附則第十四項の規定により教育委員会に提出する申請書は、第二十一号様式による。

2 免許法附則第二項の規定に基づく免許教科以外の教科の教授担任許可は、教科外の教授担任許可書(第二十二号様式)により行う。

改 正 後	<p>(特別非常勤講師の届出書)  第二十四条 特別非常勤講師の届出書(免許法施行規則第六十五条の九の規定による届出書をいう。)は、第十八号様式による。</p> <p>(委任)  第二十五条 (略)</p>
現 行	<p>(特別非常勤講師の届出書)  第三十条 特別非常勤講師の届出書(免許法施行規則第六十五条の十一の規定による届出書をいう。)は、第二十六号様式による。</p> <p>(委任)  第三十一条 (略)</p>

(削除)

**第10号様式(第14条関係)**

有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名 (旧姓・通称名)	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関	職 名			
現住所	電話番号	本籍地		

私は免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

領 域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・業・栄
選択領域		年 月 日	教・業・栄

- 注1 旧姓及び通称名は、有効期間更新証明書への併記を希望する場合のみ記入する。
- 2 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「業」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)すること。
- 3 用紙の大きさは、日本標準規格A4縦長とする。

(削除)

第11号様式(第1条関係)

免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

青森県教育委員会 様

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	生年月日	年	月	日
(旧姓・通称名)				
勤務(子)校・機関	職 名			
現住所	電話番号	本籍地		

私は免許状更新講習の受講免除による免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免除事由
- 2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

.....  
[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日 証 明 者

- 注1 旧姓及び通称名は、有効期間更新証明書への併記を希望する場合のみ記入する。  
注2 用紙の大きさは、日本標準規格A4縦長とする。

(削除)

第12号様式(第22条関係)

有効期間延長申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名 (旧姓・通称名)	生年月日	年 月 日
勤務先・機関	職 名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の 年 月 日までの延長について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 延長事由 ( 年 月 日～ 年 月 日)
- 2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 3 延長前の有効期間 年 月 日

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

証明者

- 注1 旧姓及び通称名は、有効期間延長証明書への併記を希望する場合のみ記入する。  
 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4縦長とする。



(削除)

**第13号様式(第3条関係)**

更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名 (旧姓・通称名)	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関	職 名			
現住所	電話番号	本籍地		

私は免許状更新講習の課程を修了したことの確認について、関係書類を添えて申請します。

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

領 域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・業・栄 教・業・栄 教・業・栄

- 注1 旧姓及び通称名は、更新講習修了確認証明書への併記を希望する場合のみ記入する。
- 2 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「業」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(削除)

**第14号様式(第3条関係)**

修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

（ふりがな） 氏 名 （旧姓・通称名） 勤務(子)校・機関 現住所	生年月日	年 月 日
電話番号	本籍地	

私は免許状更新講習の課程を修了してから2年9月の期間内にあることの確認について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

種 類	開 校 者	修了(履修)年月日
必修課業		年 月 日
選択必修課業		年 月 日
選択課業		年 月 日 年 月 日 年 月 日

注1 旧姓及び通称名は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書への併記を希望する場合のみ記入する。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(削除)

**第18号様式(第24条関係)**

修了確認期限延長申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

（ふりがな）氏名 （旧姓・通称名）	生年月日	年	月	日
勤務先・機関	職名	電話番号		
現住所	本籍地			

私は修了確認期限の 年 月 日までの延期について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 延期事由 ( 年 月 日～ 年 月 日 )
- 2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与種者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 3 延期前の修了確認期限 年 月 日

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第1条第1項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日 証明者

- 注1 旧姓及び通称名は、修了確認期限延長証明書への併記を希望する場合のみ記入する。
- 2 用紙の大きさは、日本建築規格A4縦長とする。

(削除)

類16号様式(第25条関係)

免許状更新講習受講免除認定申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

（ふりがな） 氏 名 （旧姓・通称名）	生年月日	年	月	日
勤務校・機関	職 名			
現住所	電話番号	本籍地		

私は免許状更新講習受講免除の認定について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免除事由
- 2 所有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記 載の氏名	免許状に記 載の本籍地

【証明者記入欄】

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日

証 明 者

注1 旧姓及び通称名は、免許状更新講習免除証明書への併記を希望する場合のみ記入する。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式(第31条関係)

青森県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (旧姓・通称名) \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 電話番号 \_\_\_\_\_

教育職員免許状 [授与] [交付] 証明申請書

下記の教育職員免許状 [授与] [交付] 証明書の交付について申請します。

記

種 類	特 種 番 号	免 許 状		証明書の枚数
		授与年月日	交付年月日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	

注1 旧姓及び通称名は、教育職員免許状授与(交付)証明書への併記を希望する場合のみ記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第17号様式(第36条関係)

青森県教育委員会 殿

年 月 日

本籍地 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (旧姓・通称名) \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 電話番号 \_\_\_\_\_

教育職員免許状 [授与] [交付] 証明申請書

下記の教育職員免許状 [授与] [交付] 証明書の交付について申請します。

記

種 類	特 種 番 号	免 許 状		証明書の枚数
		授与年月日	交付年月日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	

注1 旧姓及び通称名は、教育職員免許状授与(交付)証明書への併記を希望する場合のみ記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第11号様式(第31条関係)  
第 号

教育職員免許状〔授与〕〔交付〕証明書

本籍地 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(旧 姓) \_\_\_\_\_  
(通称名) \_\_\_\_\_  
生年月日 年 月 日

上記の者に、下記のとおり教育職員免許状を〔授与〕〔交付〕したことを証明する。

記

免許状の種類	科 別 支 援 教 育 領 域	免 許 状 番 号	(授 与・交 付)年 月 日
	特別支援教育領域		追加年月日
授 与 了	効 力 認 認	期 限	

年 月 日

青森県教育委員会 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第18号様式(第36条関係)  
第 号

教育職員免許状〔授与〕〔交付〕証明書

本籍地 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(旧 姓) \_\_\_\_\_  
(通称名) \_\_\_\_\_  
生年月日 年 月 日

上記の者に、下記のとおり教育職員免許状を〔授与〕〔交付〕したことを証明する。

記

免許状の種類	科 別 支 援 教 育 領 域	免 許 状 番 号	(授 与・交 付)年 月 日
	特別支援教育領域		追加年月日
授 与 了	効 力 認 認	期 限	

年 月 日

青森県教育委員会 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(削除)

第19号様式(第27条関係)

有効期間更新証明書等再発行申請書

年 月 日

青森県教育委員会 殿

（ふりがな） 氏 名 （旧姓・通称名）	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職 名	
現住所	電話番号	本籍地

下記の証明書の再発行について申請します。

記

1 再発行を申請する証明書(該当する証明書を○印で囲んでください。)

- (1) 有効期間更新証明書
  - (2) 有効期間延長証明書
  - (3) 更新講習修了確認証明書
  - (4) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書
  - (5) 修了確認期限延期証明書
  - (6) 免許状更新講習免除証明書
- 2 破損又は紛失した証明書の発行年月日 年 月 日
- 3 申請の理由
- 4 所有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

5 免許状の有効期間の末日又は修了確認期限 年 月 日

注1 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第12号様式(第22条関係)  
(表面の一)

番 号	年 月 日	(記) (教育職員(特別)免許状を授与する 行政書(委)の定めるところにより(左記の教科について) 右の者に(教育職員令)第15条の(教育職員免許状)を(教育職員免許状)と し、(教育職員(特別)免許状)を授与する
	年 月 日生	(通称名) (旧姓) 氏名 本籍地

(教育職員(特別)免許状)

児童教育委員会

(裏面) (表面の二) (略)

第20号様式(第28条関係)  
(表面の一)

番 号	年 月 日	(記) (教育職員(特別)免許状を授与する 行政書(委)の定めるところにより(左記の教科について) 右の者に(教育職員令)第15条の(教育職員免許状)を(教育職員免許状)と し、(教育職員(特別)免許状)を授与する
	年 月 日生	(通称名) (旧姓) 氏名 本籍地

(教育職員(特別)免許状)

児童教育委員会

(裏面) (表面の二) (略)



第13号様式(第23条関係)

許可番号 整理番号

年月日

青森県教育委員会 殿

学校名

申請者代表氏名  
(学校長)

教科外の教授担任許可申請書

下記の教科外の教授担任許可について申請します。

申請者			
1	設置者	学校名	位置
申請者			
2 校長および教諭の氏名			
氏名	姓名	期	4 担任しようとする理由 【具体的に記入のこと。】
校長	氏名	期	
3 担任しようとする教科 科 名 【免除法第4条第5項に掲げる教科名を記入のこと。】			
5 担任しようとする免状の種別および教科			
教諭	氏名	期	
校長	氏名	期	

(裏面) (略)

第21号様式(第29条関係)

許可番号 整理番号

年月日

青森県教育委員会 殿

学校名

申請者代表氏名  
(学校長)

教科外の教授担任許可申請書

下記の教科外の教授担任許可について申請します。

申請者			
1	設置者	学校名	位置
申請者			
2 校長および教諭の氏名			
氏名	姓名	期	4 担任しようとする理由 【具体的に記入のこと。】
校長	氏名	期	
3 担任しようとする教科 科 名 【免除法第4条第5項に掲げる教科名を記入のこと。】			
5 担任しようとする免状の種別および教科			
教諭	氏名	期	
校長	氏名	期	

(裏面) (略)

第14号様式(第35条関係)  
 指合 第 号 番号

教科外の教授担任許可書

許可する者の勤務学校	許可する者	許可する教科	許可する期間	許可する者の所持する免許状	
				種 類	教 科
	氏名		自 年 月 日 至 年 月 日		
	校長		自 年 月 日 至 年 月 日		
教			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
論			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり許可する。

年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県教育委員会 印

第22号様式(第39条関係)  
 指合 第 号 番号

教科外の教授担任許可書

許可する者の勤務学校	許可する者	許可する教科	許可する期間	許可する者の所持する免許状	
				種 類	教 科
	氏名		自 年 月 日 至 年 月 日		
	校長		自 年 月 日 至 年 月 日		
教			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
論			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		
			自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり許可する。

年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県教育委員会 印

第16号様式(第7条関係)

年 月 日

推 薦 書

青森県教育委員会 殿

任命権者  
(推薦者)

下記の者の特別免許状の授与について推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	( 歳 )
本 籍 地	
現 住 所	
申 請 免 許 状	教諭特別免許状(教科・事項 )
配 置 ( 予 定 ) 校	
配置することにより、学校教育が効果的に実施されると認める理由	
配置(予定)校における授与候補者の研修計画	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第23号様式(第7条関係)

年 月 日

推 薦 書

青森県教育委員会 殿

任命権者  
(推薦者)

下記の者の特別免許状の授与について推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	( 歳 )
本 籍 地	
現 住 所	
申 請 免 許 状	教諭特別免許状(教科・事項 )
配 置 ( 予 定 ) 校	
配置することにより、学校教育が効果的に実施されると認める理由	
配置(予定)校における授与候補者の研修計画	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第16号様式(第7条関係)

年 月 日

推 薦 書

青森県教育委員会 殿

推薦者 氏 名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の者の特別免許状の授与について推薦します。

記

氏 名	( 歳 )
生 年 月 日	
在 職 期 間	
在 職 時 の 最 終 職 名	
在 職 時 の 職 務 内 容	
社会的信用があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると認める理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第24号様式(第7条関係)

年 月 日

推 薦 書

青森県教育委員会 殿

推薦者 氏 名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の者の特別免許状の授与について推薦します。

記

氏 名	( 歳 )
生 年 月 日	
在 職 期 間	
在 職 時 の 最 終 職 名	
在 職 時 の 職 務 内 容	
社会的信用があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると認める理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第17号様式(第1条関係)

年 月 日

申 請 理 由 書

神奈川県教育委員会 殿

氏 名  
 (旧姓・通称名) \_\_\_\_\_

私が特別免許状の授与を申請する理由は、下記のとおりです。

記

申 請 免 許 状	教諭特別免許状(教科・事項 )
申請理由	

- 注1 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第25号様式(第1条関係)

年 月 日

申 請 理 由 書

神奈川県教育委員会 殿

氏 名  
 (旧姓・通称名) \_\_\_\_\_

私が特別免許状の授与を申請する理由は、下記のとおりです。

記

申 請 免 許 状	教諭特別免許状(教科・事項 )
申請理由	

- 注1 旧姓及び通称名の記入は、任意とする。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第18号様式(第24条関係)

(表面)

年 月 日

特別非常勤講師届出書

青森県教育委員会 殿

届出者

下記の者について、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第20号)第65条の11の規定に基づき、特別非常勤講師の届出をします。

記

ふりがな氏名	生年月日	年(月)日(生年)
学 校 名	設 置 者	
教授又は実習を担任させる期間	年 月 日から 年 月 日まで	相 当 時 間 週 時間
相当内容(できるだけ具体的に記入すること)		
教授又は実習を担任させる理由(できるだけ具体的に記入すること)		

注 教授又は実習を担任させる期間は、1年以内とすること。

(裏面) (略)

第26号様式(第30条関係)

(表面)

年 月 日

特別非常勤講師届出書

青森県教育委員会 殿

届出者

下記の者について、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第20号)第65条の11の規定に基づき、特別非常勤講師の届出をします。

記

ふりがな氏名	生年月日	年(月)日(生年)
学 校 名	設 置 者	
教授又は実習を担任させる期間	年 月 日から 年 月 日まで	相 当 時 間 週 時間
相当内容(できるだけ具体的に記入すること)		
教授又は実習を担任させる理由(できるだけ具体的に記入すること)		

注 教授又は実習を担任させる期間は、1年以内とすること。

(裏面) (略)

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和4年10月（9月1日～9月30日分）

青森県教育委員会

事案1 ①被処分者 特別支援学校 教諭（44歳 男性）

②事件の概要等 窃盗

令和4年5月21日（土）午後3時頃及び同年5月29日（日）午後3時30分頃、鶴田町内のスーパーマーケットにおいて、食料品等（合計約21,000円相当）を窃取したものの。

③処分内容 停職4月

④処分年月日 令和4年9月30日

# 参 考 資 料

第 8 8 5 回定例会（令和 4 年 1 0 月）

- 報告第 1 号  
議案に対する意見について P 1 ~ P 2
- 議案第 1 号  
青森県社会教育委員の人事について P 3 ~ P 5
- 議案第 2 号  
青森県生涯学習審議会委員の人事について P 6 ~ P 7



**令和4年度9月補正予算の概要について（教育委員会所管分）**

補正予算額	349,905千円
現計予算額	122,421,511千円
補正後の予算額	122,771,416千円

◎ **要求の主なもの**

<b>三内丸山遺跡センター費</b>	<b>2,058千円</b>
○普及啓発事業費	2,058千円
「青森の縄文遺跡群」の保存活用を推進するため、価値や魅力を伝えるための土偶レプリカを製作するのに要する経費	
<b>保健給食振興費</b>	<b>11,393千円</b>
○特別支援学校給食食材安定調達対策事業費	8,342千円
物価高騰の影響を受ける中において、特別支援学校の学校給食用食材を安定的に調達するのに要する経費	
○学校安全総合支援事業費	3,051千円
地域全体の学校安全推進体制の構築を図るため、有識者等による学校安全推進委員会の開催やモデル地域における学校安全に向けた取組などの実践研究を行うのに要する経費	

◎ **組織改正分 184,316千円**

組織改正に伴い、企画政策部から教育委員会に移管される経費

◎ **災害復旧分 149,172千円**

令和4年8月の大雨による県立学校及び三内丸山遺跡センターにおける災害の復旧に要する経費

## 令和4年9月第311回定例県議会の議案（条例改正）について

国の法改正等に伴い、非常勤職員の育児休業に係る取得要件の緩和や職員の定年年齢の引上げ等の制度改正を行うため、令和4年9月第311回定例県議会に關係条例の一部を改正する条例案が提案された。

### 1 育児休業制度の改正について

#### (1) 制度改正の概要

職員が育児休業をより柔軟に取得できるよう、国家公務員の取扱いに準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うもの。

#### 【制度改正のポイント】

- ・非常勤職員の育児休業の取得に係る任期等の要件を緩和する。

#### (2) 關係条例

職員の育児休業等に関する条例

#### (3) 施行年月日

令和4年10月1日

### 2 定年年齢の引上げについて

#### (1) 制度改正の概要

職員の定年年齢について、国家公務員の取扱いに準じ、段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務職員の任用等の制度を新設するもの。併せて、60歳に達した職員の給料月額や退職手当に関する特例を定めるもの。

#### 【制度改正のポイント】

- ・定年年齢を段階的に65歳まで引き上げる。(現行：60歳)
- ・管理監督職の上限年齢を60歳とし、60歳に達した管理監督職員については、翌年度から管理監督職以外の職に降任させる。
- ・60歳に達した後に退職した職員について、引き上げ後の定年年齢に達するまでの間、定年前再任用短時間勤務職員として採用できるものとする。
- ・60歳に達した職員の給料月額について、60歳時点の7割水準とする。
- ・60歳に達した職員が、引き上げ後の定年年齢に達する前に退職する場合、退職手当の基本額の算定に係る退職事由を「定年」扱いとする。

#### (2) 關係条例

職員の定年等に関する条例

職員の給与に関する条例

職員の退職手当に関する条例 など

#### (3) 施行年月日

令和5年4月1日

※ 令和5年度に60歳に達する職員に対して行う、60歳以後の任用や給与等に係る情報提供等に関する規定については、公布の日から施行する。

### 第 3 6 期青森県社会教育委員候補者名簿

	現委員(第35期)				新再 の 別	新委員(第36期)				
	任期:令和2年10月19日～令和4年10月18日					任期:令和4年10月19日～令和6年10月18日				
	氏名	所属・職名	性別	地区		氏名	所属・職名	性別	地区	
学校教育 の関係者 (1名)	越戸 順子 <small>ヨシド ジュンコ</small>	八戸市立白銀南小学校 校長	女	三八	新任	小笠原 一恵 <small>オガサワラ カズエ</small>	青森県立八戸盲学校 校長 青森県立八戸聾学校 校長	女	三八	
社会教育 の関係者 (4名)	吉川 康久 <small>ヨシカワ ヤスヒサ</small>	公益社団法人青森青年会議所 特別顧問	男	東青	再任	吉川 康久 <small>ヨシカワ ヤスヒサ</small>	青森県教育支援プラットフォーム 東青地区実行委員会委員長	男	東青	
	永澤 正己 <small>ナガサワ マサキ</small>	板柳町教育委員会教育長	男	西北	新任	中村 伸二 <small>ナカムラ シンジ</small>	社会福祉法人清養会 障がい者 支援施設 幸養苑 苑長	男	東青	
	公募 (2名)	岩本 美和 <small>イワモト ミワ</small>	青森市地域学校協働活動推進 員	女	東青	再任	岩本 美和 <small>イワモト ミワ</small>	青森市地域学校協働活動推進 員	女	東青
		小笠原 秀樹 <small>オガサワラ ヒデキ</small>	一般社団法人政策集団地域再 生青森会議 理事・事務局長・主 任研究員	男	東青	再任	小笠原 秀樹 <small>オガサワラ ヒデキ</small>	特定非営利活動法人あおもりラ ジオくらぶ 理事	男	東青
家庭教育の向 上に資する活 動を行う者 (1名)	工藤 貴子 <small>クドウ タカコ</small>	あおもり家庭教育アドバイザー	女	中南	再任	工藤 貴子 <small>クドウ タカコ</small>	あおもり家庭教育アドバイザー	女	中南	
学識経験 のある者 (2名)	松浦 淳 <small>マツウラ ジュン</small>	青森中央短期大学 准教授	男	東青	再任	松浦 淳 <small>マツウラ ジュン</small>	青森中央短期大学 准教授	男	東青	
	深作 拓郎 <small>フカサク タクロウ</small>	弘前大学教育学部 講師	男	中南	新任	越村 康英 <small>ゴシムラ ヤスヒデ</small>	弘前大学教育学部 准教授	男	中南	

第 1 6 期青森県生涯学習審議会委員候補者名簿

	現委員(第15期)				新 再 の 別	新委員(第16期)			
	任期:令和2年10月19日～令和4年10月18日					任期:令和4年10月19日～令和6年10月18日			
	氏 名	所属・職名	性 別	地 区		氏 名	所属・職名	性 別	地 区
学校教育 の関係者 (2名)	コシド 越戸 順子	八戸市立白銀南小学校 校長	女	三 八	新任	ミカミ ナオコ 三上 菜穂子	十和田市立藤坂小学校 校長	女	上 北
	サイトウ 齋藤 郁子	青森県立三沢高等学校 校長	女	上 北	新任	オガサワラ カズエ 小笠原 一恵	青森県立八戸盲学校 校長 青森県立八戸聾学校 校長	女	三 八
社会教育 の関係者 (6名)	ヨシカワ ヤスヒサ 吉川 康久	公益社団法人青森青年会議所 特別顧問	男	東 青	再 任	ヨシカワ ヤスヒサ 吉川 康久	青森県教育支援プラットフォーム 東青地区実行委員会委員長	男	東 青
	ナガサワ マサキ 永澤 正己	板柳町教育委員会教育長	男	西 北	新 任	アヒコ マサヒロ 阿彦 正弘	鱒ヶ沢町教育委員会 教育長	男	西 北
	ヨネタ ダイキチ 米田 大吉	特定非営利活動法人プラット フォームあおもり 理事長	男	東 青	再 任	ヨネタ ダイキチ 米田 大吉	特定非営利活動法人プラット フォームあおもり 理事長	男	東 青
	コデラ ショウタ 小寺 将太	一般社団法人tsumugu 代表理 事	男	下 北	再 任	コデラ ショウタ 小寺 将太	一般社団法人tsumugu 代表理事	男	下 北
	ナカムラ ナツヨ 中村 奈津世	八戸市立小中野中学校学校支 援コーディネーター	女	三 八	新 任	ナカムラ シンジ 中村 伸二	社会福祉法人清養会 障がい者 支援施設 幸養苑 苑長	男	東 青
	コムカイ カオリ 小向 香織	青森県PTA連合会 理事	女	上 北	新 任	タナベ ユカ 田名部 由香	青森県特別支援学校PTA連合 会 副会長	女	三 八
	イフモト ミフ 岩本 美和	青森市地域学校協働活動推進 員	女	東 青	再 任	イフモト ミフ 岩本 美和	青森市地域学校協働活動推進 員	女	東 青
公募 (2名)	オガサワラ ヒデキ 小笠原 秀樹	一般社団法人政策集団地域再 生青森会議 理事・事務局長・主 任研究員	男	東 青	再 任	オガサワラ ヒデキ 小笠原 秀樹	特定非営利活動法人あおもりラ ジオくらぶ 理事	男	東 青
	クドウ タカコ 工藤 貴子	あおもり家庭教育アドバイザー	女	中 南	再 任	クドウ タカコ 工藤 貴子	あおもり家庭教育アドバイザー	女	中 南
家庭教育の向 上に資する活 動を行う者 (1名)	カシワバ イタル 柏谷 至	青森大学社会学部 教授	男	東 青	新 任	オオキ エリカ 大木 えりか	八戸学院大学健康医療学部 講 師	女	三 八
	マツウラ ジュン 松浦 淳	青森中央短期大学 准教授	男	東 青	再 任	マツウラ ジュン 松浦 淳	青森中央短期大学 准教授	男	東 青
	フカサク タクロウ 深作 拓郎	弘前大学教育学部 講師	男	中 南	新 任	コシムラ ヤスヒデ 越村 康英	弘前大学教育学部 准教授	男	中 南
	ヤマザキ ユイコ 山崎 結子	外ヶ浜町 町長	女	東 青	再 任	ヤマザキ ユイコ 山崎 結子	外ヶ浜町 町長	女	東 青
学識経験 のある者 (4名)									

※ は青森県社会教育委員を兼務

## 関係規定

### 社会教育法（抜粋）

#### （社会教育委員の設置）

第 1 5 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

#### （社会教育委員の職務）

第 1 7 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

#### （社会教育委員の委嘱の基準等）

第 1 8 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 青森県社会教育委員設置条例（抜粋）

#### （委嘱の基準）

第 2 条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

#### （定数）

第 3 条 委員の定数は、1 2 人以内とする。

#### （任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 前項の任期は、委嘱の日からこれを起算する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

第 1 6 期青森県生涯学習審議会委員候補者名簿

	現委員(第15期)				新 再 の 別	新委員(第16期)			
	任期:令和2年10月19日～令和4年10月18日					任期:令和4年10月19日～令和6年10月18日			
	氏 名	所属・職名	性 別	地 区		氏 名	所属・職名	性 別	地 区
学校教育 の関係者 (2名)	コシド ジュンコ 越戸 順子	八戸市立白銀南小学校 校長	女	三 八	新任	ミカミ ナオコ 三上 菜穂子	十和田市立藤坂小学校 校長	女	上 北
	サイトウ イクコ 齋藤 郁子	青森県立三沢高等学校 校長	女	上 北	新任	オガサワラ カズエ 小笠原 一恵	青森県立八戸盲学校 校長 青森県立八戸聾学校 校長	女	三 八
社会教育 の関係者 (6名)	ヨシカワ ヤスヒサ 吉川 康久	公益社団法人青森青年会議所 特別顧問	男	東 青	再 任	ヨシカワ ヤスヒサ 吉川 康久	青森県教育支援プラットフォーム 東青地区実行委員会委員長	男	東 青
	ナガサワ マサキ 永澤 正己	板柳町教育委員会教育長	男	西 北	新 任	アベコ マサヒロ 阿彦 正弘	鱒ヶ沢町教育委員会 教育長	男	西 北
	ヨネタ ダイキチ 米田 大吉	特定非営利活動法人プラット フォームあおもり 理事長	男	東 青	再 任	ヨネタ ダイキチ 米田 大吉	特定非営利活動法人プラット フォームあおもり 理事長	男	東 青
	コデラ ショウタ 小寺 将太	一般社団法人tsumugu 代表理 事	男	下 北	再 任	コデラ ショウタ 小寺 将太	一般社団法人tsumugu 代表理事	男	下 北
	ナカムラ ナツヨ 中村 奈津世	八戸市立小中野中学校学校支 援コーディネーター	女	三 八	新 任	ナカムラ シンジ 中村 伸二	社会福祉法人清養会 障がい者 支援施設 幸養苑 苑長	男	東 青
	コムカイ カオリ 小向 香織	青森県PTA連合会 理事	女	上 北	新 任	タナブ ユカ 田名部 由香	青森県特別支援学校PTA連合 会 副会長	女	三 八
	公募 (2名)	イフモト ミフ 岩本 美和	青森市地域学校協働活動推進 員	女	東 青	再 任	イフモト ミフ 岩本 美和	青森市地域学校協働活動推進 員	女
オガサワラ ヒデキ 小笠原 秀樹		一般社団法人政策集団地域再 生青森会議 理事・事務局長・主 任研究員	男	東 青	再 任	オガサワラ ヒデキ 小笠原 秀樹	特定非営利活動法人あおもりラ ジオくらぶ 理事	男	東 青
家庭教育の向 上に資する活 動を行う者 (1名)	クドウ タカコ 工藤 貴子	あおもり家庭教育アドバイザー	女	中 南	再 任	クドウ タカコ 工藤 貴子	あおもり家庭教育アドバイザー	女	中 南
学識経験 のある者 (4名)	カシワバ イタル 柏谷 至	青森大学社会学部 教授	男	東 青	新 任	オオキ エリカ 大木 えりか	八戸学院大学健康医療学部 講 師	女	三 八
	マツウラ ジュン 松浦 淳	青森中央短期大学 准教授	男	東 青	再 任	マツウラ ジュン 松浦 淳	青森中央短期大学 准教授	男	東 青
	フカサク タクロウ 深作 拓郎	弘前大学教育学部 講師	男	中 南	新 任	コシムラ ヤスヒデ 越村 康英	弘前大学教育学部 准教授	男	中 南
	ヤマザキ ユイコ 山崎 結子	外ヶ浜町 町長	女	東 青	再 任	ヤマザキ ユイコ 山崎 結子	外ヶ浜町 町長	女	東 青

## 関係規定

### 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

#### (都道府県生涯学習審議会)

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 (略)

### 青森県生涯学習審議会設置条例

#### (組織)

- 第2条 審議会は、20人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。